

## 「G I 長野」発信事業業務受託者公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年7月7日

産業技術課日本酒・ワイン振興室長

### 1 業務の概要

(1) 業務名 「G I 長野」発信事業業務委託

(2) 業務の目的

長野県原産地呼称管理制度の趣旨を継承した「G I 長野」制度の認知度を飛躍的に向上するとともに、長野県の新たなブランド化を進めるため、高品質で信用性の高い「G I 長野」の認定を受けた日本酒・ワインの魅力と価値を県内外の酒販・飲食事業者、消費者等を対象に発信する。

(3) 業務内容

- 「G I 長野」を解説する動画の作成・発信に係る業務
- 雑誌・情報誌等を活用した発信に係る業務
- 「G I 長野」PR用カードの作成に係る業務
- 「G I 長野」認定酒の利き酒実践講座の開催に係る業務

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 業務の実施内容・方法について

- ・ トーク動画の出演候補者の考え方とその効果
- ・ トーク動画の撮影ロケーションなど、視覚的効果のある方法
- ・ 掲載する雑誌・情報誌等の候補とその効果
- ・ 「G I 長野」PR用カードのデザイン案
- ・ 「G I 長野」認定酒の利き酒実践講座の演出案（開催時期・場所、講師選定、開催内容など、日本酒とワインのそれぞれで提案すること）

② 業務の実施体制・スケジュールについて

- ・ 当委託事業に係る受託候補者の業務体制
  - ※ 責任者、業務の役割分担・担当者、リスクマネジメントなどを体制図を作成して説明すること
- ・ 当委託事業を実施するにあたり、企画協力や連携などを求める事業者・団体・機関等の役割及びその効果（業務の再委託先、企画協力先などを含める）
  - ※ 様式第8号の附表において、再委託先は「6 再委託の予定」、企画協力先は「7

企画協力等の予定」に具体的な相手先と内容を記載すること

- ・ 委託者との打ち合わせ等を含めた、業務ごとのスケジュール（契約締結日を8月中旬頃として、打合せ、事業実施、完了報告等までのスケジュールを記載）

※ 雑誌・情報誌等への掲載は、契約期間内に最終原稿の寄稿ができるものとして、掲載誌の発行が契約期間終了後になるものはやむを得ないとする。ただし、その場合の完了報告時は最終原稿のデータとし、発行後直ちに掲載誌を提出すること。

③ 業務の目的を達するために有効な事項（自由提案）

- ・ 「しあわせ信州」YouTubeチャンネル以外に、トーク動画の活用方法の提案とその効果

※ 仕様書案6の（1）で作成した動画又は編集前の動画による活用方法

- ・ 過去における類似事業の実績及びその経験を生かした業務遂行の視点

④ 業務に要する経費及びその内容

ア 「G I 長野」を解説する動画の作成・発信に係る経費

- ・ 出演者に係る経費
- ・ 撮影、編集、制作等に係る経費

イ 雑誌・情報誌等を活用した発信に係る経費

- ・ 原稿作成、編集、掲載等に係る経費

ウ 「G I 長野」PR用カードの作成に係る経費

- ・ デザイン制作、編集、印刷等に係る経費

エ 「G I 長野」認定酒の利き酒実践講座の開催に係る経費

- ・ 講師等に係る経費
- ・ 会場費、テイスティング等に係る経費

オ その他事業運営に係る諸経費

(6) 業務の実施場所 長野県内一円

(7) 履行期間又は履行期限 契約締結日～令和5年2月28日

(8) 費用の上限額 4,204,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA若しくはBに区分されている者であること。
- (8) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (9) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

「様式第3号」による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

「様式第3号の附表」及び「様式第3号の附表2」による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

#### (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県産業労働部 産業技術課 日本酒・ワイン振興室（食品産業振興担当）  
 電 話 026-235-7126  
 F A X 026-235-7197  
 メール jizake@pref.nagano.lg.jp

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年7月14日（木）午後2時（必着）

（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。持参の場合の提出時間は、午前9時から午後5時まで）

（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

- ② 提出先 3（4）に同じ。（F A X、メールも同様）
- ③ 提出方法 持参、郵送、F A X又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限まで産業技術課日本酒・ワイン振興室に到達したもの、メール（又はFAX）による場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス（又はFAX番号）で受信できたものに限り、郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により日本酒・ワイン振興室長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により日本酒・ワイン振興室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3（4）に同じ。  
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

（1）開催日時 令和4年7月19日（火）10時30分から11時30分

（2）開催方法 Zoomによるオンラインにて実施

※ 応募資格要件に該当した者には、様式第3号の参加申込書に記載の担当者へ、Zoom接続アドレス等をメールにて連絡します。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

（1）受付場所 3（4）に同じ。

（2）受付期間 令和4年7月22日（金）正午まで

（3）受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（4）受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

（5）回答方法 日本酒・ワイン振興室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年7月25日までに長野県公式ホームページで公表します。また、質問者に対してはFAX又はメール等

により回答します。

## 6 企画提案書の作成・提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第8号）
- ② 企画書（様式第8号の附表）
- ③ 会社概要又は会社パンフレット

### (2) 企画書記載上の留意事項

- ① 企画書は、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば独自様式も可とします。その場合の企画書は原則A4サイズ（カラー可）としてください。
- ② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載するとともに、1（5）エ記載の項目ごとに単価が分かる詳細な経費内訳を記載または添付してください。なお、経費の合計額は1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ③ 「6 再委託の予定」及び「7 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年7月28日（木）午後2時（必着）  
（土曜日、日曜日及び休日は除く。持参の場合の提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出部数 5部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業技術課日本酒・ワイン振興室に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者を確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の実施内容・方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・トーク動画の制作内容が趣旨に沿っており、視聴効果が期待できるものか</li><li>・雑誌・情報誌等の選定が適切であるか</li><li>・「G I 長野」PR用カードのデザインが適切であり、使いやすくなっているか</li><li>・「G I 長野」の趣旨が理解され、認定酒の特性や魅力などが伝わる内容となっているか</li></ul>	30
2 業務の実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業執行が円滑に行える統制・業務体制となっているか</li><li>・リスク管理に対する想定がされ、対応策が考えられているか</li><li>・現実的で実施可能なスケジュールとなっているか</li></ul>	20
3 業務の目的を達するために有効な事項（自由提案）	<ul style="list-style-type: none"><li>・トーク動画の活用方法の効果は期待できるものか</li><li>・ほか提案は、本委託業務の中で実施ができ、その効果がわかる提案となっているか</li><li>・業務を適切に実施できるノウハウ・実績等が十分整っているか</li></ul>	30
4 業務に要する経費及びその内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内となっているか。</li><li>・見積金額の内訳や算定根拠が明確に示されているか</li></ul>	10
5 総合的な事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の趣旨を理解し、実効性、実現性の高い提案となっているか</li></ul>	10
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① (6)により、審査委員が提案者1者あたり100点満点で審査し、得点の高い順に順位付けを行った順位点の合計点で最も高い評点の提案者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点の平均が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和4年8月2日(火) 長野市内(場所、時間などは、追って通知します)

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により日本酒・ワイン振興室長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定

理由」という。)を見積業者非選定通知書により日本酒・ワイン振興室長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課日本酒・ワイン振興室において閲覧に供します。

#### (9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により日本酒・ワイン振興室長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3(4)に同じ。
  - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

#### (10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール(又はFAX)による場合は該当日の午後5時までに)に、見積書(様式第14号)を指定された方法により日本酒・ワイン振興室長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、

長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業技術課日本酒・ワイン振興室において閲覧に供します。

## 10 その他

(1) 契約書作成の要否  
必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県産業労働部 産業技術課 日本酒・ワイン振興室（食品産業振興担当）
電 話	026-235-7126
F A X	026-235-7197
メール	jizake@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

なお、その場合はプレゼンテーション時に補足資料を印刷したものを5部持参してください。